

平成22年9月21日

会 員 各 位

四病院団体協議会

社団法人 日本病院会

会 長 堺 常 雄

社団法人 全日本病院協会

会 長 西 澤 寛 俊

社団法人 日本医療法人協会

会 長 日 野 頌 三

社団法人 日本精神科病院協会

会 長 山 崎 學

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査における
常勤医師等の取扱いについて

平素は四病院団体協議会の活動にご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記立入検査については、医療法の規定に基づき全ての病院を対象に原則年1回実施されているものでありますが、この度、立入検査要綱における常勤医師等の取扱いについて、以下のとおり改正されておりますので、お知らせいたします。

- 1) (その病院の標準医師数の基礎となる) 外来患者数の算定式の分母に、「救急の輪番日などにより外来の応需体制をとっている場合」を加える。
- 2) 育児・介護休業法等に基づく育児休業及び介護休業を取得している者については、「長期にわたって勤務していない者」には該当しない取扱いとする(従前は、労働基準法に基づく産前・産後休業の取得者のみを対象)。なお、この取扱いを医師以外の従業者の標準数等の算定に準用する。

また、非常勤医師の常勤換算について、「当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の勤務時間の2倍とする。」とされておりますが、これに

関しては、

①2次救急病院、救急告示病院や精神科病院等が外来の応需体制をとっている場合などでは、夜間の外来診療や救命救急センターなど通常と同様の診療体制をとっている場合に準ずるとして、当直に当たる非常勤医師を換算する際の分母を2倍とする取扱いの対象外である。

②他の従業者の標準数等の算定も同様である。

ことについて、日本医師会と厚生労働省の間で確認が得られており、都道府県の担当者へも本件周知済みとのことです。なお、「外来の応需体制」については、医療法第25条に基づく立入検査の際に確認が行われるものと思われま

す。各病院におかれましては、本件についてご了解いただき、自院における非常勤医師数の算定について、再度ご確認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【参考資料】

- 「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」
(平成22年6月9日 日医発第249号)
- 「常勤医師等の取扱いについて」(厚生労働省医政局 立入検査要綱より抜粋)